

随意契約の状況			担当課：産業課 契約日：令和3年4月7日	
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額 (税抜)
熊石青少年旅行村ゴミ収集運搬業務	青少年旅行村のゴミ（不燃・可燃）の収集及び運搬処理業務	R3.4.20 ～ R3.9.30	八雲町熊石雲石町 135-2 八雲町熊石高齢者事業団 会長 荒田耕三	874,650 円
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本業務は、熊石青少年旅行村の管理に必要なゴミ収集及び運搬処理業務で高齢者に適した業務である。</p> <p>八雲町熊石高齢者事業団は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定するシルバー人材センターであり、高齢者の雇用の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、当事業団を選考し、見積書を徴したものである。</p> <p>その結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったもの。</p>				